

第125回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和7年11月28日提出分）

議案番号	件名
第 109 号議案	令和7年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）
第 110 号議案	令和7年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
第 111 号議案	令和7年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
第 112 号議案	令和7年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
第 113 号議案	令和7年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 114 号議案	令和7年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）
第 115 号議案	宍粟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
第 116 号議案	宍粟市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第 117 号議案	宍粟市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第 118 号議案	宍粟市デジタル社会推進基金条例の一部改正について
第 119 号議案	宍粟市組織条例の一部改正について
第 120 号議案	宍粟市公告式例の一部改正について
第 121 号議案	宍粟市行政手続条例の一部改正について

第125回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和7年11月28日提出分）

議案番号	件 名
第 122 号議案	宍粟市火入れに関する条例の一部改正について
第 123 号議案	宍粟市起業家支援条例の一部改正について
第 124 号議案	宍粟市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正について
第 125 号議案	宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
第 126 号議案	宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
第 127 号議案	宍粟市立保育所条例の廃止について
報告第13号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

第109号議案

令和7年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度宍粟市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150,728千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,491,637千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分 担 金 及 び 負 担 金		47,359	305	47,664
	1 分 担 金	8,919	305	9,224
15 国 庫 支 出 金		2,984,477	48,182	3,032,659
	1 国 庫 負 担 金	1,985,465	48,182	2,033,647
16 県 支 出 金		1,858,603	24,990	1,883,593
	1 県 負 担 金	868,190	24,090	892,280
	2 県 補 助 金	860,724	900	861,624
18 寄 附 金		283,401	891	284,292
	1 寄 附 金	283,401	891	284,292
19 繰 入 金		1,235,841	1,900	1,233,941
	1 基 金 繰 入 金	1,235,841	1,900	1,233,941
20 繰 越 金		575,334	54,053	629,387
	1 繰 越 金	575,334	54,053	629,387
21 諸 収 入		1,175,446	8,293	1,167,153
	4 雜 入	836,222	8,293	827,929
22 市 債		2,041,200	32,500	2,073,700
	1 市 債	2,041,200	32,500	2,073,700
歳 入 合 計		26,340,909	150,728	26,491,637

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		163,965	18	163,983
	1 議 会 費	163,965	18	163,983
2 総 務 費		3,741,432	12,768	3,754,200
	1 総 務 管 理 費	3,182,866	12,741	3,195,607
	3 戸 稽 住 民 基 本 台 帳 費	216,282	27	216,309
3 民 生 費		7,736,181	98,426	7,834,607
	1 社 会 福 祉 費	4,140,291	103,077	4,243,368
	2 児 童 福 祉 費	3,229,808	4,651	3,225,157
4 衛 生 費		3,629,287	9,815	3,619,472
	1 保 健 衛 生 費	2,237,336	9,815	2,227,521
5 農 林 水 産 業 費		1,409,797	5,795	1,404,002
	1 農 業 費	920,193	250	920,443
	2 林 業 費	485,814	6,045	479,769
6 商 工 費		808,202	3,193	805,009
	1 商 工 費	808,202	3,193	805,009
7 土 木 費		2,281,431	35,762	2,317,193
	2 道 路 橋 梁 費	611,200	32,000	643,200
	4 都 市 計 画 費	52,013	3,762	55,775
8 消 防 費		1,125,139	500	1,125,639
	1 消 防 費	1,125,139	500	1,125,639
9 教 育 費		2,630,730	18,174	2,648,904
	1 教 育 総 務 費	787,825	250	788,075
	2 小 学 校 費	425,908	9,722	435,630
	3 中 学 校 費	245,568	1,407	246,975
	5 社 会 教 育 費	421,700	2,215	423,915
	6 保 健 体 育 費	678,812	4,580	683,392

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		16,554	3,883	20,437
	1 農林水産業施設災害復旧費	16,553	3,883	20,436
歳出	合計	26,340,909	150,728	26,491,637

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
衛 生 費	保 健 衛 生 費	有 賀 鉱 山 廃 水 管 路 移 設 事 業	15,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議 会 だ よ り 作 成 業 務 委 託	令 和 8 年 度	1,500
宿 日 直 業 務 委 託	令 和 8 年 度	6,800
電 子 署 名 シ ス テ ム 使 用 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	558
広 報 し そ う 作 成 業 務 委 託	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	30,300
木 育 施 設 整 備 工 事	令 和 8 年 度	70,100
公 用 車 購 入 事 業	令 和 8 年 度	2,200
市 道 与 位 清 野 線 法 面 調 査 設 計 業 務 委 託	令 和 8 年 度	11,000
波賀中学校エレベーター棟増築工事等設計監理業務委託	令 和 8 年 度	12,000

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 事 業	500	証 書 借 入	年利3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
過疎対策事業	734,500	766,500

1 総括
歳入

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	47,359	305	47,664
15 国庫支出金	2,984,477	48,182	3,032,659
16 県支出金	1,858,603	24,990	1,883,593
18 寄附金	283,401	891	284,292
19 繰入金	1,235,841	1,900	1,233,941
20 繰越金	575,334	54,053	629,387
21 諸収入	1,175,446	8,293	1,167,153
22 市債	2,041,200	32,500	2,073,700
歳入合計	26,340,909	150,728	26,491,637

歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	163,965	18	163,983				18	
2 総 務 費	3,741,432	12,768	3,754,200				12,768	
3 民 生 費	7,736,181	98,426	7,834,607	72,272		1,307	24,847	
4 衛 生 費	3,629,287	9,815	3,619,472			8,928	887	
5 農 林 水 産 業 費	1,409,797	5,795	1,404,002			1,900	3,895	
6 商 工 費	808,202	3,193	805,009	3,193				
7 土 木 費	2,281,431	35,762	2,317,193		32,000		3,762	
8 消 防 費	1,125,139	500	1,125,639				500	
9 教 育 費	2,630,730	18,174	2,648,904	3,193		100	14,881	
10 災 害 復 旧 費	16,554	3,883	20,437	900	500	305	2,178	
歳 出 合 計	26,340,909	150,728	26,491,637	73,172	32,500	9,116	54,172	

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 災害復旧費分担金	3	305	308	1 農地災害復旧費分担金	305	農地災害復旧費分担金 305
計	8,919	305	9,224			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,985,464	48,182	2,033,646	1 社会福祉費負担金	48,182	障害者自立支援給付費負担金 障害者医療費負担金	46,857 1,325
計	1,985,465	48,182	2,033,647				

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	859,014	24,090	883,104	1 社会福祉費負担金	24,090	障害者自立支援給付費負担金 障害者医療費負担金	23,428 662
計	868,190	24,090	892,280				

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

8 災害復旧費県補助金	10,800	900	11,700	2 農地災害復旧費補助金	900	農地災害復旧費補助金	900
計	860,724	900	861,624				

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

4 教育費寄附金	2,500	100	2,600	2 社会教育費寄附金	100	社会教育指定寄附金	100
5 衛生費寄附金	0	791	791	1 保健衛生総務費寄附金	791	保健衛生総務指定寄附金	791
計	283,401	891	284,292				

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 森林環境譲与税基金繰入金	29,170	1,900	27,270	1 森林環境譲与税基金繰入金	1,900	森林環境譲与税基金繰入金 1,900
計	1,235,841	1,900	1,233,941			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	575,334	54,053	629,387	1 前年度繰越金	54,053	前年度繰越金 54,053
計	575,334	54,053	629,387			

(款) 21 諸収入

(項) 4 雜入

5 過年度収入	5,592	119	5,711	1 過年度収入	119	前年度障害者医療費精算県費負担金 119
7 雜入	689,482	8,412	681,070	2 民生費雑入	1,307	過年度地域介護拠点整備費補助金返還金 1,307
				3 衛生費雑入	9,719	砂防堰堤工事支障物件移設補償費 9,719
計	836,222	8,293	827,929			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

6 土木債	408,900	32,000	440,900	2 道路橋梁債	32,000	過疎対策事業債(道路橋梁整備事業) 32,000
9 災害復旧事業債	0	500	500	1 農林水産業施設災害復旧事業債	500	補助災害復旧事業債(農地) 500
計	2,041,200	32,500	2,073,700			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1議会費	163,965	18	163,983				18	3職員手当等	18	扶養手当 18
計	163,965	18	163,983				18			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1一般管理費	1,066,921	3,910	1,063,011				3,910	3職員手当等	90	通勤手当	60
										児童手当	
6企画費	293,975	1,651	295,626				1,651	18負担金、補助及び交付金	1,651	交通空白地有償運送支援事業補助金	1,651
11高度情報通信費	289,536	15,000	304,536				15,000	14工事請負費	15,000	光ケーブル工事費	15,000
計	3,182,866	12,741	3,195,607				12,741				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民基本台帳費	216,282	27	216,309				27	22償還金、利子及び割引料	27	前年度マイナンバーカード交付事務費補助金返還金	27
計	216,282	27	216,309				27				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1社会福祉総務費	871,376	3,475	874,851				3,475	2給料	1,780	一般職給料	1,780
								3職員手当等		扶養手当	

一般会計

1 議会費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									勤勉手当 通勤手当 児童手当	
							4共 濟 費	1,270	共済組合納付金 1,270	
2老人福祉費	101,689	1,307	102,996			1,307	22償還金、利子及び割引料	1,307	過年度地域介護拠点整備費補助金返還金 1,307	
3社会福祉施設費	59,462	1,000	60,462				1,000 10需 用 費	1,000	水道代 1,000	
4障がい者福祉費	156,464	539	157,003				539 22償還金、利子及び割引料	539	前年度障害児入所給付費県費負担金精算返還金 539	
5障がい者総合支援費	1,233,742	96,522	1,330,264	72,272			24,250 19扶 助 費	96,366	身体障がい者(児)補装具給付費 自立支援医療費(更生医療) 障がい福祉サービス費 4,239 2,651 89,476	
							22償還金、利子及び割引料	156	過年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金 104 過年度障害者自立支援給付費県費負担金精算返還金 52	
9後期高齢者医療費	748,856	234	749,090				234 22償還金、利子及び割引料	234	前年度保健事業と介護予防の一体的実施業務委託料精算返還金 234	
計	4,140,291	103,077	4,243,368	72,272		1,307	29,498			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉	69,327	5,424	63,903				5,424	2 納 付 料	3,000	一般職給料	3,000
-------	--------	-------	--------	--	--	--	-------	---------	-------	-------	-------

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
総務費							3職員手当等	1,524	地域手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 管理職手当	
									70 490 340 156 468	
4児童福祉施設費	517,561	247	517,808				4共済費	900	共済組合納付金	
									900	
							2給料	230	一般職給料	
7少子化対策事業費	646,789	526	647,315				3職員手当等	17	通勤手当	
									17	
							10需用費	526	施設修繕料	
計	3,229,808	4,651	3,225,157				4,651			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生 総務費	1,801,472	1,215	1,800,257				791	2,006	2給料	2,000	一般職給料	2,000
									3職員手当等	516	地域手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当	40 200 100 176
									10需用費		文具消耗器材	
									17備品購入費	480	備品購入費	480
									27繰出金		訪問看護事業特別会計繰出金	
7公害対策	26,131	8,600	17,531				9,719	1,119	10需用費	600	電気代	600

一般会計

3 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
費								14工事請負費	8,000 施設等移設工事費 8,000	
計	2,237,336	9,815	2,227,521			8,928	887			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

2農業総務費	158,108	250	158,358				250	4共済費	250 再任用職員社会保険料等 250
計	920,193	250	920,443				250		

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

1林業総務費	95,040	4,145	90,895				4,145	2給料	3,000 一般職給料 3,000
								3職員手当等	1,145 地域手当 70 期末手当 400 勤勉手当 300 通勤手当 200 住居手当 175
2林業振興費	230,937	1,900	229,037			1,900		17備品購入費	1,900 公用車購入費 1,900
計	485,814	6,045	479,769			1,900	4,145		

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2商工業振興費	444,766	3,193	441,573	3,193				18負担金、補助及び交付金	3,193 中小企業等省エネ設備導入支援金 3,193
計	808,202	3,193	805,009	3,193					

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2道路維持費	255,337	32,000	287,337		32,000			14工事請負費	32,000	道路修繕工事費 32,000
計	611,200	32,000	643,200		32,000					

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

2公園費	30,290	3,762	34,052				3,762	12委託料	3,762	支障木伐採委託料 3,762
計	52,013	3,762	55,775				3,762			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

3消防施設費	83,648	500	84,148				500	18負担金、補助及び交付金	500	消防施設整備事業補助金 500
計	1,125,139	500	1,125,639				500			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2事務局費	276,396	250	276,646				250	4共済費	250	再任用職員社会保険料等 250
計	787,825	250	788,075				250			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	371,774	9,722	381,496				9,722	10需用費	9,722	電気代 施設修繕料 2,475 7,247
計	425,908	9,722	435,630				9,722			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1学校管理費	105,107	1,407	106,514				1,407	10需用費	1,407	電気代 1,407
計	245,568	1,407	246,975				1,407			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1社会教育総務費	150,773	120	150,893				120	3職員手当等	120	管理職手当 120
2図書館費	76,857	1,171	78,028				100	1報酬	1,120	会計年度任用職員報酬 1,120
								8旅費	51	会計年度任用職員通勤費用弁償 51
6文化財保護費	39,042	924	39,966				924	10需用費	924	水道代 548 施設修繕料 376
計	421,700	2,215	423,915				100	2,115		

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

3学校給食運営費	527,139	4,580	531,719	3,193			1,387	10需用費	4,580	給食材料費 4,580
計	678,812	4,580	683,392	3,193			1,387			

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

1農地災害復旧費	1	3,883	3,884	900	500	305	2,178	14工事請負費	1,799	災害復旧工事費 1,799
								18負担金、補助及び交付金	2,084	単独土地改良事業補助金(農地災害復旧) 2,084

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	16,553	3,883	20,436	900	500	305	2,178			

第110号議案

令和7年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

令和7年度宍粟市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
医 師 送 迎 車 購 入 事 業	令 和 8 年 度	3,000

第111号議案

令和 7 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度宍粟市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 786 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,013,035 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰 入 金		776,159	786	776,945
	2 基 金 繰 入 金	14,386	786	15,172
歳 入	合 計	5,012,249	786	5,013,035

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		4,520,364	0	4,520,364
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	4,280,809	0	4,280,809
7 諸 支 出 金		90,609	786	91,395
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	90,609	786	91,395
歳 出	合 計	5,012,249	786	5,013,035

1 総括
歳入

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繼 歳 入 金	776,159	786	776,945
歳 入 合 計	5,012,249	786	5,013,035

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 保 險 給 付 費	4,520,364	0	4,520,364			786	786	
7 諸 支 出 金	90,609	786	91,395				786	
歳 出 合 計	5,012,249	786	5,013,035			786		

2 歳 入

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護保険事業基金 繰入金	14,386	786	15,172	1 介護保険事業基金 繰入金	786	介護保険事業基金繰入金 786
計	14,386	786	15,172			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1居宅介護 サービス 給付費	1,411,070	0	1,411,070			786	786			財源更正
計	4,280,809	0	4,280,809			786	786			

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3償還金	89,804	786	90,590				786	22償還金、利子 及 び 割 引 料	786	過年度地域支援事業交付金精算返 還金	786
計	90,609	786	91,395				786				

第112号議案

令和 7 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度宍粟市の訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 510 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100,910 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 入 金		20,174	510	20,684
1 他 会 計 繰 入 金		20,174	510	20,684
歳 入 合 計		100,400	510	100,910

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 業務費		100,390	510	100,900
	1 業務費	100,390	510	100,900
歳出	合計	100,400	510	100,910

1 総括
歳入

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繼 歳 入 金	20,174	510	20,684
歳 入 合 計	100,400	510	100,910

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 業務費	100,390	510	100,900			510		
歳出合計	100,400	510	100,910			510		

2 歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	20,174	510	20,684	1 一般会計繰入金	510	一般会計繰入金 510
計	20,174	510	20,684			

3 歳 出

(款) 1 業務費

(項) 1 業務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1業務費	100,390	510	100,900			510		3職員手当等	510	扶養手当 時間外勤務手当 10 500
計	100,390	510	100,900			510				

第113号議案

令和7年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度宍粟市の水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
水道施設浄水場等運転管理業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	757,000

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

第114号議案

令和7年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度宍粟市病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
--	---------	---------	-----

（4）主要な建設改良事業

医療機械器具整備事業	100,000 千円	7,480 千円	107,480 千円
------------	------------	----------	------------

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
------	---------	---------	-----

収 入

第1款 資本的収入	3,107,538 千円	7,480 千円	3,115,018 千円
第3項 補助金	26,675 千円	7,480 千円	34,155 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,270,946 千円	7,480 千円	3,278,426 千円
第1項 建設改良費	2,936,580 千円	7,480 千円	2,944,060 千円

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

令和7年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）実施計画

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			3,107,538	7,480	3,115,018	
	3. 補助金		26,675	7,480	34,155	
		1. 補助金	26,675	7,480	34,155	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			3,270,946	7,480	3,278,426	
	1. 建設改良費		2,936,580	7,480	2,944,060	
		1. 資産購入費	100,000	7,480	107,480	

令和7年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）明細書

収 入

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		3,107,538	7,480	3,115,018			
3. 補助金		26,675	7,480	34,155			
	1. 補助金	26,675	7,480	34,155	1. 補助金	7,480	生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金

支 出

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		3,270,946	7,480	3,278,426			
1. 建設改良費		2,936,580	7,480	2,944,060			
	1. 資産購入費	100,000	7,480	107,480	1. 器械及び備品購入費	7,480	離床センサー付ベッド

第115号議案

宍粟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

宍粟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 1 号

宍粟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用する方法による行政手続等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 宍粟市行政手続条例（平成17年宍粟市条例第16号）第2条第1号に規定する条例等をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市又はその機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法律又は条例上独立に権限を行使することを認められたもの
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けた法人その他の団体
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の

規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

- 第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
 - 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
 - 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合とし

て規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）については、第3条から前条までの規定は適用しない。

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他のこの条例の規定による情報通信技

術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

第116号議案

宍粟市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

宍粟市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 1 号

宍粟市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに宍粟市暴力団排除推進条例（平成24年宍粟市条例第4号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下の条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宍粟市条例第30号）（居宅訪問型保育事業に係るもの除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第117号議案

宍粟市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

宍粟市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）

の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要な事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図るうえで必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付

認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに

行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に對し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1）第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（2）ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に對し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第118号議案

宍粟市デジタル社会推進基金条例の一部改正について

宍粟市デジタル社会推進基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 1 号

宍粟市デジタル社会推進基金条例の一部を改正する条例

宍粟市デジタル社会推進基金条例（令和3年宍粟市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
附 則 この条例は、公布の日から施行し、 <u>令和8年3月31日</u> をもって失効する。	附 則 この条例は、公布の日から施行し、 <u>令和14年3月31日</u> をもって失効する。
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第119号議案

宍粟市組織条例の一部改正について

宍粟市組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 1 号

宍粟市組織条例の一部を改正する条例

宍粟市組織条例（平成17年宍粟市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局を置く。</p> <p>[市長公室・総務部]</p> <p>[追加]</p> <p>[市民生活部～公立宍粟総合病院]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部局の事務分掌は、別に定める公立宍粟総合病院のほか、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) <u>重点施策の推進</u>に関すること。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>行政改革及び行政評価</u>に関すること。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局を置く。</p> <p>[市長公室・総務部]</p> <p><u>まちづくり部</u></p> <p>[市民生活部～公立宍粟総合病院]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部局の事務分掌は、別に定める公立宍粟総合病院のほか、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) <u>広報広聴</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>情報管理及び情報化の推進</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>デジタル化の推進</u>に関すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>行政評価</u>に関すること。</p>

改 正 前	改 正 後
(7) <u>危機管理</u> に関すること。	[削除]
(8) <u>防災計画</u> 及び <u>自主防災組織</u> に関すること。	[削除]
(9) <u>消防</u> に関すること。	[削除]
(10) <u>交通安全</u> 及び <u>防犯</u> に関すること。	[削除]
(11) [略]	(9) [略]
総務部	総務部
(1) <u>広報</u> に関すること。	[削除]
(2) [略]	(1) [略]
[追加]	(2) <u>行政改革</u> に関すること。
[(3)～(6) 略]	[(3)～(6) 略]
(7) <u>情報管理</u> 及び <u>情報化の推進</u> に関すること。	[削除]
(8) <u>地域情報施策</u> に関すること。	[削除]
(9) [略]	(7) [略]
(10) [略]	(8) [略]
(11) [略]	(9) [略]
(12) [略]	(10) [略]
[追加]	<u>まちづくり部</u>
	(1) <u>参画と協働、まちづくり施策及び地域づくり</u> に関すること。
	(2) <u>公共交通対策</u> に関すること。
	(3) <u>スポーツの振興</u> に関すること。
	(4) <u>生涯学習の推進</u> に関すること。
	(5) <u>人権施策の推進及び男女共同参画</u> に関すること。
	(6) <u>総合相談</u> に関すること。
	(7) <u>消費者行政</u> に関すること。
	(8) <u>危機管理</u> に関すること。

改 正 前	改 正 後
市民生活部 [(1)～(7) 略] <u>(8) 参画と協働、まちづくり施策及び地域づくりに関すること。</u> <u>(9) 公共交通対策に関すること。</u> <u>(10) 人権施策の推進及び男女共同参画に関すること。</u> <u>(11) 総合相談に関すること。</u> <u>(12) 消費者行政に関すること。</u> <u>(13) スポーツの振興に関すること。</u> <u>(14) 生涯学習の推進に関すること。</u> <u>(15) [略]</u> [健康福祉部～建設部 略]	(9) <u>防災計画及び自主防災組織に関すること。</u> <u>(10) 消防に関すること。</u> <u>(11) 交通安全及び防犯に関すること。</u> <u>(12) 市民局の所管区域に係る前各号に掲げる事務に関すること。</u> 市民生活部 [(1)～(7) 略] [削除] [削除] [削除] [削除] [削除] [削除] [削除] [削除] [削除] (8) [略] [健康福祉部～建設部 略]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。	

第120号議案

宍粟市公告式条例の一部改正について

宍粟市公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 1 号

宍粟市公告式条例の一部を改正する条例

宍粟市公告式条例（平成17年宍粟市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に <u>市長が署名しなければならない。</u>	(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に <u>市長名を記入するとともに、電子署名（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第1条に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）を行わなければならない。</u> ただし、災害その他のやむを得ない事情により電子署名を行うことができない場合には、 <u>市長の署名により、市長名の記入及び電子署名に代えることができる。</u>
2 条例の公布は、 <u>市役所の掲示場に掲示して行う。</u>	2 条例の公布は、 <u>規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該措置に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとり、又は当該措置に係る電磁的記録を記載した書面を市の掲示場に掲示することにより行う。</u>
3 条例を公布したときは、速やかに当該公布した事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他の人の知覚によっては認識することができな	[削除]

改 正 前	改 正 後
<p>い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信することを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項</u>の規定は、前項の規則について準用する。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>第2条第2項及び第3項</u>の規定は、前項の規程について準用する。</p>	
	<p>(規則の公布)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>前条第2項</u>の規定は、前項の規則について準用する。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>第2条第2項</u>の規定は、前項の規程について準用する。</p>
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に規定する政令で定める日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の宍粟市公式条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後にする条例若しくは規則の公布又は規程の公表について適用し、同日前にした条例若しくは規則の公布又は規程の公表については、なお従前の例による。

第121号議案

宍粟市行政手続条例の一部改正について

宍粟市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 16 号

宍粟市行政手続条例の一部を改正する条例

宍粟市行政手続条例（平成17年宍粟市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>[エ 略]</p> <p>[(6)・(7) 略]</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>[エ 略]</p> <p>[(6)・(7) 略]</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p>

改 正 前	改 正 後
(不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 〔ア 略〕 イ アに規定するもののほか、 <u>名あて人</u> の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。 〔ウ 略〕 〔(2) 略〕 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 [(1)～(4) 略] (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため <u>名あて人</u> となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その <u>名あて人</u> に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該 <u>名あて人</u> の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。 〔3 略〕 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当	(不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 〔ア 略〕 イ アに規定するもののほか、 <u>名宛人</u> の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。 〔ウ 略〕 〔(2) 略〕 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 [(1)～(4) 略] (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため <u>名宛人</u> となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その <u>名宛人</u> に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該 <u>名宛人</u> の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。 〔3 略〕 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当

改 正 前	改 正 後
<p>な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>〔(1)～(4) 略〕</p> <p>[2 略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>[追加]</p>	<p>な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>〔(1)～(4) 略〕</p> <p>[2 略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p>
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>〔2～4 略〕</p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>〔2～4 略〕</p>

改 正 前	改 正 後
(続行期日の指定)	(続行期日の指定)
第22条 [略] [2 略]	第22条 [略] [2 略]
3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、 <u>同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。</u>	3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、 <u>同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></u>
(弁明の機会の付与の通知の方式)	(弁明の機会の付与の通知の方式)
第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 [(1)～(3) 略]	第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 [(1)～(3) 略]
(聴聞に関する手続の準用)	(聴聞に関する手続の準用)
第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「 <u>同項第3号及び第4号</u> 」とあるのは「 <u>同条第3号</u> 」と、「 <u>同項各号</u> 」とあるのは「 <u>同条各号</u> 」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「 <u>同条第3項後段</u> 」とあるのは「第29条において準用する <u>第15条第3項後段</u> 」と読み替えるものとする。	第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「 <u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号</u> 」とあるのは「 <u>第28条第3号</u> 」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「 <u>同条第4項後段</u> 」とあるのは「第29条において準用する <u>第15条第4項後段</u> 」と読み替えるものとする。
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に規定する政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宍粟市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

第122号議案

宍粟市火入れに関する条例の一部改正について

宍粟市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 1 号

宍粟市火入れに関する条例の一部を改正する条例

第1条 宍粟市火入れに関する条例（平成17年宍粟市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の5日前までに、<u>山林火入れの許可申請書（様式第1号）5通</u>に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した<u>火入許可証（様式第2号）</u>を交付するものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の5日前までに、<u>申請書2通</u>に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した<u>許可証（以下「火入許可証」という。）</u>を交付するものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表され</u>、又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認</p>

改 正 前	改 正 後
められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。	められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、〔 〕の記載は注記である。	

様式第1号及び様式第2号を削る。

第2条 宮栗市火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。	(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年1月1日から施行する。

第123号議案

宍粟市起業家支援条例の一部改正について

宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 1 号

宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例

宍粟市起業家支援条例（平成17年宍粟市条例第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成の対象となる者は、市内に住所を有する起業家又は市外に住所を有し、起業の日までに市内に転入し、かつ、居住実態がある起業家であって、<u>起業の日まで若しくは起業の日から1年以内に産業競争力強化法</u>（平成25年法律第98号）に基づき市の定める創業支援等事業計画（以下「支援計画」という。）による市長の発行する証明書の交付を受け、宍粟市商工会において、事業計画の承認を受ける者とする。</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成の対象となる者は、市内に住所を有する起業家又は市外に住所を有し、起業の日までに市内に転入し、かつ、居住実態がある起業家であって、<u>起業の日までに産業競争力強化法</u>（平成25年法律第98号）に基づき市の定める創業支援等事業計画（以下「支援計画」という。）による市長の発行する証明書の交付を受け、宍粟市商工会において、事業計画の承認を受ける者とする。</p>

備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宍粟市起業家支援条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る助成について適用し、同日前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。

第124号議案

宍粟市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正について

宍粟市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例

宍粟市下水道事業受益者負担金徴収条例（平成17年宍粟市条例第170号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(公示送達) <u>第12条 市長は、負担金の徴収に関して送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が明らかでないとき、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達にかえて公示送達をすることができる。</u>	[削除]
2 公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を宍粟市公告式条例（平成17年宍粟市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。	
3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。	
(委任) 第13条 [略]	(委任) 第12条 [略]

備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第125号議案

宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 1 号

宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市病院事業の設置等に関する条例（平成17年宍粟市条例第214号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(経営の基本)	(経営の基本)
第3条 [略]	第3条 [略]
[2 略]	[2 略]
3 病床数は、次のとおりとする。	3 病床数は、次のとおりとする。
(1) 一般病床 <u>199</u> 床	(1) 一般病床 <u>187</u> 床

備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第126号議案

宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宍粟市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後				
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)				
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。				
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)				
第17条 [略]	第17条 [略]				
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児</u> （以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、 <u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる</u> 。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない</u> 。	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u> （以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる</u> 。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない</u> 。				
[追加]					
	<table border="1"><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診</td></tr></table>	児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診
児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診				

改 正 前	改 正 後
[3・4 略] (職員) 第23条 [略] 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（ <u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> ）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。	[3・4 略] (職員) 第23条 [略] 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（ <u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体</u> （以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は <u>児童福祉法等の一部を改正する法律</u> （令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、 <u>保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u> （以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
[(1)・(2) 略]	[(1)・(2) 略]
[3 略] (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（ <u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> 。次項において同じ。）、	[3 略] (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（ <u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士</u> 又は当該事業実施区域に係る国家

改 正 前	改 正 後
<p>嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内</u>にある小規模保育事業所B型にあっては、<u>保育士</u>又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内</u>にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、<u>保育士</u>又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内</u>にある小規模保育事業所B型にあっては、<u>保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士</u>又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内</u>にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、<u>保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士</u>又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>[2・3 略]</p> <p>(職員)</p>	<p>[2・3 略]</p> <p>(職員)</p>
<p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所</u>にあっては、<u>保育士</u>又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所</u>にあっては、<u>保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士</u>又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>[2・3 略]</p> <p>附 則</p>	<p>[2・3 略]</p> <p>附 則</p>
<p>第9条 附則第7条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p>	<p>第9条 附則第7条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p>
<p>第10条 [略]</p>	<p>第10条 [略]</p>

改 正 前	改 正 後
[追加]	2 認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは「除く。」、当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該小規模保育事業所A型等が所在する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」とする。

備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。

(宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例（平成26年宍粟市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。

(宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宍粟市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(職員) 第10条 [略]	(職員) 第10条 [略]

改 正 前	改 正 後
[2 略]	[2 略]
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
(1) 保育士（ <u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内</u> にある放課後児童健全育成事業所にあっては、 <u>保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> ）の資格を有する者	(1) 保育士（ <u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内</u> にある放課後児童健全育成事業所にあっては、 <u>保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士</u> ）の資格を有する者
[(2)～(10) 略]	[(2)～(10) 略]
[4・5 略] (虐待等の禁止)	[4・5 略] (虐待等の禁止)
第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第127号議案

宍粟市立保育所条例の廃止について

宍粟市立保育所条例を廃止する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 1 号

宍粟市立保育所条例を廃止する条例

宍粟市立保育所条例（平成17年宍粟市条例第94号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前		改 正 後	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
(単位 円)		(単位 円)	
区分	報酬	区分	報酬
[略]		[略]	
学校薬剤師	年額 90,000	学校薬剤師	年額 90,000
保育所嘱託医（歯科医を除く。）	年額 額と同額	学校医の報酬	
保育所嘱託医（歯科医に限る。）	年額 報酬額と同額	学校歯科医の	
[略]		[略]	
備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。			

報告第13号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

事件概要	相手方	損害賠償額	専決年月日
令和7年1月31日午前9時24分頃、宍粟市山崎町木ノ谷183番地1 東方約100メートルにおいて、労働者派遣元事業主公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会会員が職務上市有自動車を運転中に過失により相手方に身体的被害を与えたもの	宍粟市 個人	1,055,992円	令和7年 10月3日